

参議院議院運営委員会

(第一百九十五回閉会後) 会議録第一号

(111)

平成三十年一月十九日(金曜日)
午前十一時四十九分開会

委員の異動

一月十日

辞任

仁比 聰平君

田村 智子君

補欠選任

由佳君

柳田 稔君

伊藤 孝江君

竹内 真二君

山添 拓君

木戸口英司君

伊達 忠一君

郡司 彰君

大庭 勇一君

宮沢 るい君

松村 祥史君

中西 哲君

羽入佐和子君

松川 るい君

中西 哲君

松村 祥史君

宮島 喜文君

渡辺美知太郎君

渡辺美知太郎君

松川 るい君

松川 るい君

竹内 真二君

藤木 真也君

里見 隆治君

そのだ修光君

山本 順三君

大家 敏志君

古賀友一郎君

未松 信介君

磯崎 哲史君

芝 博一君

矢倉 克夫君

田村 智子君

東 徹君

今井繪理子君

小川 克巳君

小野田紀美君

佐藤 啓君

そのだ修光君

山本 順三君

木戸口英司君

伊達 忠一君

郡司 彰君

大庭 勇一君

宮沢 るい君

松村 祥史君

中西 哲君

羽入佐和子君

松川 るい君

中西 哲君

平成三十年一月十九日(金曜日)
午前十一時四十九分開会

委員の異動

一月十日

辞任

仁比 聰平君

田村 智子君

補欠選任

由佳君

柳田 稔君

伊藤 孝江君

竹内 真二君

山添 拓君

木戸口英司君

伊達 忠一君

郡司 彰君

大庭 勇一君

宮沢 るい君

松村 祥史君

中西 哲君

羽入佐和子君

松川 るい君

中西 哲君

羽入佐和子君

松村 祥史君

宮島 喜文君

渡辺美知太郎君

渡辺美知太郎君

松川 るい君

竹内 真二君

藤木 真也君

里見 隆治君

そのだ修光君

山本 順三君

木戸口英司君

伊達 忠一君

郡司 彰君

大庭 勇一君

宮沢 るい君

中西 哲君

羽入佐和子君

松村 祥史君

宮島 喜文君

渡辺美知太郎君

渡辺美知太郎君

松川 るい君

竹内 真二君

藤木 真也君

里見 隆治君

そのだ修光君

山本 順三君

木戸口英司君

伊達 忠一君

郡司 彰君

大庭 勇一君

宮沢 るい君

中西 哲君

羽入佐和子君

松村 祥史君

宮島 喜文君

渡辺美知太郎君

渡辺美知太郎君

松川 るい君

竹内 真二君

藤木 真也君

里見 隆治君

そのだ修光君

山本 順三君

木戸口英司君

伊達 忠一君

郡司 彰君

大庭 勇一君

宮沢 るい君

中西 哲君

羽入佐和子君

松村 祥史君

宮島 喜文君

渡辺美知太郎君

渡辺美知太郎君

松川 るい君

竹内 真二君

藤木 真也君

里見 隆治君

そのだ修光君

山本 順三君

木戸口英司君

伊達 忠一君

郡司 彰君

大庭 勇一君

宮沢 るい君

中西 哲君

羽入佐和子君

松村 祥史君

宮島 喜文君

渡辺美知太郎君

渡辺美知太郎君

松川 るい君

竹内 真二君

藤木 真也君

里見 隆治君

そのだ修光君

山本 順三君

木戸口英司君

伊達 忠一君

郡司 彰君

大庭 勇一君

宮沢 るい君

中西 哲君

羽入佐和子君

松村 祥史君

宮島 喜文君

渡辺美知太郎君

渡辺美知太郎君

松川 るい君

竹内 真二君

藤木 真也君

里見 隆治君

そのだ修光君

山本 順三君

木戸口英司君

伊達 忠一君

郡司 彰君

大庭 勇一君

宮沢 るい君

中西 哲君

羽入佐和子君

松村 祥史君

宮島 喜文君

渡辺美知太郎君

渡辺美知太郎君

松川 るい君

竹内 真二君

藤木 真也君

里見 隆治君

そのだ修光君

山本 順三君

木戸口英司君

伊達 忠一君

郡司 彰君

大庭 勇一君

宮沢 るい君

中西 哲君

羽入佐和子君

松村 祥史君

宮島 喜文君

渡辺美知太郎君

渡辺美知太郎君

松川 るい君

竹内 真二君

藤木 真也君

里見 隆治君

そのだ修光君

山本 順三君

木戸口英司君

伊達 忠一君

郡司 彰君

大庭 勇一君

宮沢 るい君

中西 哲君

羽入佐和子君

松村 祥史君

宮島 喜文君

渡辺美知太郎君

渡辺美知太郎君

松川 るい君

竹内 真二君

藤木 真也君

里見 隆治君

そのだ修光君

山本 順三君

木戸口英司君

伊達 忠一君

郡司 彰君

大庭 勇一君

宮沢 るい君

中西 哲君

羽入佐和子君

松村 祥史君

宮島 喜文君

渡辺美知太郎君

渡辺美知太郎君

松川 るい君

竹内 真二君

藤木 真也君

里見 隆治君

そのだ修光君

山本 順三君

木戸口英司君

伊達 忠一君

郡司 彰君

大庭 勇一君

宮沢 るい君

中西 哲君

羽入佐和子君

松村 祥史君

宮島 喜文君

渡辺美知太郎君

渡辺美知太郎君

松川 るい君

竹内 真二君

藤木 真也君

里見 隆治君

そのだ修光君

山本 順三君

木戸口英司君

伊達 忠一君

郡司 彰君

大庭 勇一君

宮沢 るい君

中西 哲君

羽入佐和子君

松村 祥史君

宮島 喜文君

渡辺美知太郎君

渡辺美知太郎君

松川 るい君

竹内 真二君

藤木 真也君

里見 隆治君

そのだ修光君

山本 順三君

木戸口英司君

伊達 忠一君

郡司 彰君

大庭 勇一君

宮沢 るい君

中西 哲君

羽入佐和子君

松村 祥史君

宮島 喜文君

渡辺美知太郎君

渡辺美知太郎君

松川 るい君

竹内 真二君

藤木 真也君

里見 隆治君

そのだ修光君

山本 順三君

木戸口英司君

伊達 忠一君

郡司 彰君

大庭 勇一君

宮沢 るい君

中西 哲君

羽入佐和子君

松村 祥史君

宮島 喜文君

渡辺美知太郎君

渡辺美知太郎君

松川 るい君

竹内 真二君

藤木 真也君

里見 隆治君

そのだ修光君

億八百万円余でございます。

民間資金等を活用した参議院施設整備に必要な経費は、議員会館の不動産購入費でございます。要請額は四十二億六千八百万円余でございます。

国会予備金に必要な経費の要請額は五百萬円でございます。

次に、お手元の資料三枚目及び四枚目を御覧ください。

国立国会図書館の要請額は二百三十億七千六百万円余でございまして、前年度と比べ八億六千二百万円余の増額となつております。これは主に関西館第二期第一段階施設整備に必要となる経費の増額によるものでございます。

要請事項のうち、国立国会図書館の運営に必要な経費は、人件費等でございまして、要請額は九十七億二千四百万円余でございます。

国立国会図書館業務に必要な経費は、国会サービス経費及び情報システム経費等でございまして、要請額は七十三億六千五百万円余でございます。

科学技術関係資料の収集整備に必要な経費の要請額は十億九千八百万円余でございます。

国立国会図書館施設整備に必要な経費の要請額は四十八億八千七百万円余でございます。

次に、お手元の資料五枚目及び六枚目を御覧ください。

裁判官弾劾裁判所の要請額は一億一千三百万円余、裁判官訴追委員会の要請額は一億三千百万円余でございまして、これらは裁判官の弾劾裁判及び罷免の訴追に必要な経費であり、その主なものでございます。

最後に、平成二十九年度予定経費補正要求(第1号)について御説明申し上げます。

お手元の資料七枚目から十一枚目を御覧ください。

い。

本院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び図書館につきましては一億五千百万円余、裁判官訴追委員会につきましては五百萬円余、裁判官弾劾裁判所につきましては四百万円余をそれぞれ減額することといたしております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(山本順三君) 本件につきましては、本日の庶務関係小委員会、図書館運営小委員会及び理事会において審議してまいりました。

本件につき質疑のある方は御発言願います。

○磯崎哲史君 民進党・新風会の磯崎哲史でございます。

委員長の許しをいただきまして、私から二問質問をさせていただきます。

一問目ですが、平成二十六年度から我が会派が指摘し続けております職員間の繁忙度の差の解消に關しまして、職員全体、つまり管理職、一般職員の意向を全般的に把握した上で適切な人員配置を行ふ必要があると考えております。

事務総長は参議院事務局のトップとして事務局全体を見た上で配属等を行つてあるかとのこれまでの私どもの質問に対しまして、一昨年は足りていなかつた側面についての目配り、昨年は事務局全体に十分に目配りをしてまいりたいと御答弁をお伺いをいたしたいと思います。

裁判官弾劾裁判所の要請額は一億一千三百万円余でございまして、これらは裁判官の弾劾裁判及び罷免の訴追に必要な経費であり、その主なものは人件費及び事務費でございます。

最後に、平成二十九年度予定経費補正要求(第1号)について御説明申し上げます。

握した上で配置換えを行つておるといふでござります。

これまでの本委員会における御指摘等も踏まえまして、時期を限らず様々な機会を捉えて、職員の希望、状況の把握に努めてまいりておるところでございます。

本院につきましては四億八百万円余、国立国会

握した上で配置換えを行つておるといふでございたいと考えております。

これまでの本委員会における御指摘等も踏まえまして、時期を限らず様々な機会を捉えて、職員の希望、状況の把握に努めてまいりておるところでございます。

本院につきましては四億八百万円余、国立国会

○磯崎哲史君 御答弁ありがとうございます。

引き続き、私どもといたしましては、公務部門全体の人事政策につきまして注視してまいりますことを申し上げまして、質問を終わります。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。

昨年、安倍総理が十月に、今の日本の状況は国難だということで、国難突破解散を促し、私もそのとおり国難だというふうに思つています。それはやはり、今の我が国の財政状況、一千兆円を超えることが、少子高齢化、人口減少、こういったことは本当に国難だというふうに思つておりますから、我々もしっかりと財政再建、そういったことにもやつぱり目を向けていかないと駄目だという観点で大きく二問質問させていただきたいと思います。

○磯崎哲史君 引き続き事務総長にお伺いをいたします。

参議院事務局は、定員規程により定員は定められておりますが、部局ごとの定員に対する規程はございませんし、その縛りもございません。

先ほどの庶務小委員会でも指摘をさせていただきましたが、予算定員とそこに配置されている実

員に若干なりとも乖離状態があり、それが事務局部門と調査部門、さらには部門内で大きくバランスを欠いている状態、これが現状であると承知をしております。これを是正することが職員間の繁忙度の差の解消にも一定程度寄与することになると考えますが、このバランスを欠いている現状に

対しまして事務総長の見解を伺います。

○事務総長(郷原悟君) 本院といたしましては、政府の定員削減計画に協力をしておるところ

で、基本的に庶務・管理部門を中心に削減をしてまいりました。国会事務局には多様な職種があるため、それらの職員を直ちに調査室に異動させる

ことが難しい部分でございます。

しかしながら、立法補佐機能の根幹を成す調査室において定員との乖離は決して望ましいものではありません。引き続き、新規採用などを通じて人材を確保し、乖離の解消に努めるとともに、兼

たいと考えております。

○磯崎哲史君 御答弁ありがとうございました。引き続き、私どもといたしましては、公務部門全体の人事政策につきまして注視してまいりますことを申し上げまして、質問を終わります。

○事務総長(郷原悟君) 御指摘のとおり、平成八年六月の議院運営委員会理事会において合意によりまして、平成十九年度から運転手の新規採用を停止し、運転業務の一部を民間業者に請け負わせてまいりました。その後、約五年間で民間委託運転手を十二人まで増員したところでございま

○東徹君　いろいろな問題点があるということですけれども、私も民間委託の方の車乗つたことありますけれども、非常に丁寧な方で、非常に車の運転も、また言葉遣いから何から全てすばらしい方でした。運転手が替わるからというのは、これは運転手さんだってこの配置換え、運転手さんが、ずっとその人がやるわけでもありませんし、また新規採用の方もおられるわけですから、そんなことはやっぱり理由にならないわけですですね。是非やっぱりそこは、民間委託を一旦決めたわけですから、これ言つてみれば改革も前に進んだと思いますので、元に戻すというのはちょっといかがなものなのかなというふうに思うわけですですね。

公用車の運転手の人物費というのは、平成二十八年の実績でいきますと、八十人で六億九千三百六十八万円掛かっておるわけですから、一人当たりにしますと約八百六十七万円ですね。一方、民間委託の実績は十二人で七千五十九万円ですから、一人当たりにしますと約五百八十八万円といふことになるわけですね。やっぱり国の財政状況が厳しいことから考えれば、こういったことをやっていくというのは当然だろうといふふうに思います。

のは、こゝはやつぱり全然違うと思つんですね。これは専用車をどんどんどんどんとやつぱり増してきました経緯があります。経緯があります。やつぱり今の時代、これ今地方議会行きまして、大体地方議会では議長、副議長ですが、こゝ間、東京都議選でもこの公用車のことが問題なつてましたけれども、こゝうつたことを國から見たときに、いや、専用車が本当にこれでいいのかというふうなことはやつぱり言われても、方がないと思うんですね。

こゝういつたところを是非、専用車については、それを見直すべきと考えますが、いかがでしょか。

○事務総長（郷原悟君） 私が地位と言うのは、ちよつと/or/言い過ぎかもしませんけれども、そういう判断が理事会でされたということだと思います。○東徹君 理事会では是非こういつたことは検討していただきたいと思います。

次に、議会雑費についてお伺いいたします。

平成二十八年度の議会雑費、これは委員長になると手当が付くわけですね、一日六千円で。土曜日も日曜日もこれ付くわけですから、この議会雑費、委員長手当というのか、これについてまことに民仕立つ

運転手さんの人件費というのは、議員がお金を使つてゐるわけでもないわけですから、これは税金を使わせていただいて皆さん車を利用していく効率的に運用されなければならないわけです。専用車に限らず止まつている時間というのもかなり長いといふうに思いますし、また、国会閉会中も、特に選挙中なんかなかなか皆さんここに来ることもできないわけですから、やはり効率的に考えていくべきだといふうに思います。

特に専用車の在り方が非常に問題だといふうに思つておりますよ。今、何台ですか。

○事務総長(郷原悟君) 現在、委員長等の専属車は三十九台を使つております。

○東徹君 専用車は三十九台、委員長等といふことですけれども、これは平成二十八年ですから、私は誰がこのときの委員長か分かりませんので、その方に問題があるわけではないということで質問させていただきたいと思いますけれども。

庶務小委員長 図書小委員長なんですけれども、平成二十八年では庶務小委員会は年間で三回しか開かれていません。庶務小委員長にもこの専用車が付くんですね。松村先生が悪いとかそんなことを言つてゐるわけではなくて、本当に経験もあつて、柳田先生もそうですが、人情の者でもある。よく分かつた上でこの場で少し質問をさせていたただくことをお許しいただきたいと思つたのですが、年間三回でたつた四十三分間ですよ、この庶務小委員会というのは。それで専用車が付くわけですね。図書小委員会になりますと、こわも年間三回、先ほども図書小委員会が開かれましたけれども、六分です。一回当たり二分間で終わるんですよ。それだけしか掛からないわけですが、ほかの委員会、委員長と大きく違うなどといふ

これは専用車をどんどんどんどんとやつぱり増してきました経緯があります。経緯があります。やつぱり今の時代、これ今地方議会を行きまると、大体地方議会では議長、副議長ですが、この間、東京都議選でもこの公用車のことが問題なっていましたけれども、こういつたことを国から見たときに、いや、専用車が本当にこれでいいのかどうふうなことはやつぱり言われてもうかがないと思うんですね。

こういつたところを是非、専用車についてはれを見直すべきと考えますが、いかがでしょか。

○事務総長(郷原悟君) 専用車の話がございましたが、委員長等の専属車につきましては、職務鑑み、議院運営委員会等の理事会等において配が決定されてきた経緯がござりますので、そのり方、運用の方法等につきましては本委員会の理事会で御協議いただきたいと存じます。

○東徹君 職務の在り方について増やしてきたどういうことですかね。職務の在り方についてどうやしてきたと。

だから、私もさつき言いましたように、例え庶務小委員会、図書小委員会、年に三回、庶務委員会だと年に三回で四十三分、図書小委員会年に三回で六分、どういう職務の大変さが、職に鑑みてとはどうふうことですかね。その二点について。

○事務総長(郷原悟君) 国会の中における地位と思ひますけれども、それを議運の理事会において、重要な地位にあるという認識の下に専車を配属するということになつたのだと思つております。

○東徹君 私は地位という意味が分かりませぬ。そんなに地位が高いですか。

○事務総長（郷原悟君） 私が地位と言うのは、ちょっと言い過ぎかもしませんけれども、そういう判断が理事会でされたということだと思います。

○東徹君 理事会では非こういつたことは検討していただきたいと思います。

次に、議会雑費についてお伺いいたします。

平成二十八年度の議会雑費、これは委員長になると手当が付くわけですね、一日六千円で。土曜日も日曜日もこれ付くわけですから、この議会雑費、委員長手当というのか、これについては一人当たりの金額をお示しいただきたいと思います。

○事務総長（郷原悟君） お答えいたします。

議会雑費につきましては、国会開会中に国会役員等に日額六千円を支給しております。

○東徹君 日額六千円ということだと、一人の方に対してはどれだけの金額になるんですか、会期中全部足すと。

○事務総長（郷原悟君） 単純に六千円を平成二十八年度の開会日数二百十九日を乗じますと、一人当たりの支給額は百三十一万四千円となります。

○東徹君 この議会雑費も、今、国の財政も地方の財政も同じように厳しいです。地方議会ではこういった議会雑費もなくしていっていますよ。なくしていっていません。本当にこれ、なかつたら駄目なんですか、なかつたらやつてくれないのか」と、そういうふうに思うわけであります。是非こういったものも見直すべきというふうに思つておるんですが。

○事務総長（郷原悟君） 例えば国際経済・外交調査会、これ何回、何時開かれたか、お伺いいたします。平成二十八年度で。

時間は五分でございました。

○東徹君 二回で五分で百三十万円もらえるわけですね。これちょっと問題と思いませんか。たつた二回で五分で百三十万円、国会開会中、土曜日も日曜日も手当が付くというのは、それはちょっと余りにもひど過ぎますよ。これちょっと見直すべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○事務総長郷原悟君 大変申し訳ございません、ちょっと見るとこころを間違えまして。

三回、常会、臨時会、臨時会とありましたので、一トータルいたしますと、開会回数が六回で総時間は七時間二十六分になります。

なり、また、昨年一月十九日の当議院運営委員会において、職員の繁忙度の差の解消、定員、実員の乖離の解消の二点について努力する旨の答弁がありました。

しかしながら、参議院事務局内における人員配置、予算配分、業務改善について、現段階においていまだ十分な改善が図られたとの評価ができるにから、昨年に引き続き反対せざるを得ません。野党第一会派として、参議院の予算案に反対せざるを得ないのは、立法府に身を置く議会人の一人として断腸の思いであります。

す。どれも皆、立法府である参議院を支えるために重要な組織です。だからこそ、参議院事務局に採用された職員の皆さんのが各自の能力、適性、意欲に応じ各部門で実力を發揮していただくためにも、バランスよく業務の経験を積み、基礎的な知識を習得できる体制を整える必要があると考えます。

もちろん、様々な業務を実施している組織において客観的指標をもつて繁忙度を測ることが容易でないということは理解をいたしますが、どのような視点から見ても余りに大きな格差が存在する

議会雑費として委員長手当が計上されていますが、国会役員を特別扱いする特權的な制度であり、廃止すべきです。

また、議員文書通信交通滞在費は、滞在費の名目で現在の月額百万円に増額された経緯がありますが、在京議員に対する滞在費分の支給は国民から見ても合理的な説明が立ちません。我が党はこの点を繰り返し問題提起してまいりました。見直しの議論を行うことを改めて要求いたします。

第二に、情報監視審査会運営経費が計上されていることです。

○東徹君 大変失礼いたしました。申し訳ございません。
分かりました。六回で七時間二十六分ですから、時
分。まあ、それでも七時間二十六分ですから、時
給にしたら相当な手当になるのかなとうふうに
思います。

参議院事務局の場合、全体の予算定員は参議院事務局職員定員規程で定められている一方、部局ごとの実際の定員については縛りがないのが現状です。

のであれば、それは組織、職員のためにならないと考えます。現在はその差が余りにも大きいとう認識です。こうしたアンバランスな状態が職員の皆さんの意欲や向上心に何ら影響がないと果たして言い切れるでしょうか。

特定秘密保護法の下で、国会に秘密会を常設し、国会を政府の秘密保全体制に組み込むことは、議会制民主主義を壊すものであり、その経費を認めるとはできません。

今、国の財政が少しある、地方議会の財政が少しある、況が厳しい、そういう中でやっぱり改革していくつてはいるわけですね。だから、やっぱり国民の納得が得られるようにしていかべきだとうふうに思いますが、是非こうなうことについて検討していただきますようによろしくお願い申し上げまして、私からの質問とさせていただきます。

的に乖離をしているわけではなく、部局ごとの乖離が非常に大きいと承知をしております。例えば、事務局部門に比べ調査部門は立法・調査機能の充実のために増員されているように見えますが、実態上、十分な人員配置がされておらず、予算定員よりも大幅に少ないというのが現状です。昨年の意見表明におきましても、部局ごとの予

これまでの間、こうした問題について再三指摘申し上げてきたにもかかわらず、現在もなおそれが改善されず、職員間の繁忙度に差が生じてゐるものと考えます。

参議院議員会館はPFI事業によつて維持管理運営業務が行われていますが、それは二〇二〇年三月で終了となるため、事業計画が検討されることとなります。PFI事業による問題点も指摘をされており、今後の十分な検証とともに、直當に更にこじら含め、運営の責任方を本委員会にして述べます。

○委員長(山本順三君) そのほかはござりますか。——他に御発言もないのですから、本件に対する質疑を終了いたします。

善につながるのではないかとの御提案をいたしました。我が会派が以前から指摘してきた職員間の繁忙度の差の改善にもつながるとの思いからで

次に、本件につき御意見のある方は御発言願います。

す。しかしながら、昨年の取組を通じて人員配置、予算配分、業務改善について十分な改善が図られたとは言い難く、改善に向けた努力、講ぜられた措置が不十分であると評価せざるを得ませ

我が会派は、平成三十年度参議院予算案に反対の立場から意見表明を行います。

参議院事務局は、平成二十六年四月の八日、「今後の事務局体制の整備について」をお示しに

ん。
我々参議院議員に一番身近であり、議員を補佐する公務部門である参議院事務局には、その必要性、価値が認められ、設けられた各組織がありま

○田村智子君 私は、日本共産党を代表して、二

理由は、各議院の役員等、すなわち議長、副議

○一八年度参議院予算案について反対の立場で意

長、常任委員長、事務總長、特別委員長、參議院

見表明を行います。

の調査会長、憲法審査会の会長及び情報審査会の会長には、国会（開口）、二曜日、日曜日、曜日、

含めて日当六千円が支給されております。裁判官彈劾裁判所の裁判長や裁判官訴追委員会の委員長も同様です。

この日當六千円の支給は、当然、國民の税金でも支給されるといふ現状は、國民目線では税金泥棒と言わても仕方がありません。各地方議会では財政状況も厳しいことからこのような手当は次々に廃止されており、国会が一番遅れていると言えます。平成二十八年度決算では一人当たり百三十一万四千円が支給されており、これは全て廃止すべきであります。

次に、文書通信交通滞在費についてであります。が、ここにいる全員の方はよく御存じのとおり、毎月百万円が支給されており、その半分の五十万円は歳費と一緒に支給されており、何の何に使つたのか、一切使途報告はありません。地方議会では政務活動費というものが支給されており、度々不適切に使われており問題になつております。國會議員だけが使途報告をしなくともいいという特権が許されるのは問題であります。

この文書通信交通滞在費は、税金の掛からない第二の給料とか國會議員のお小遣い、ポケットマネーとやゆされております。使途報告をすべきであります。

また、月の途中から任期が始まつた場合、たつた一日でも丸々百万円が支給される制度となつており、本来は歳費と同じように日割計算されるべきであります。

めで会派と言われる二人以上のみに支給を限定すべきであります。一人会派であれば、歳費、文通費と合わせて年収四千百四十二万円となり、これでは國民から理解が得られません。

また、海外派遣における支度料については、スーツケースの購入などに使えるものとなつておらず、本来個人で準備すべきものでありますから、これも廃止すべきであります。

公用車の使い方にも問題があると思います。

公用車一台当たり、人件費だけでも年間八百六十万円は歳費と一緒に支給されており、何の何に見直す必要があります。厳しい財政状況から考へると、運転手に退職者が出てきた場合は、以前のように民間委託をしていくべきであります。

また、運転手の夜間の残業も含め、運用の仕方を見直す必要があります。厳しい財政状況から考へると、運転手に退職者が出てきた場合は、以前のように民間委託をしていくべきであります。

議員宿舎は、麹町宿舎と清水谷宿舎、二つの宿舎がありますが、人件費だけを捉えてみると年間二億百万円掛かっており、人件費だけでも議員一人当たり年間百三十二万円掛かっております。

これに維持管理コストを足すと、合わせて年間三億円となり、議員一人当たり毎月十九万円掛かっていることになります。それで、宿舎の家賃からすれば余りにも高く、世間とは大きくずれた形になつております、是非見直しを検討すべきであります。

安倍総理は、日本の少子高齢化、人口減少の現状を国難だと言つて、昨年十月、衆議院解散・総選挙を行いました。日本はまさしく国難という状況に直面しております。しかし、国難にもかかわらず、国民にその国難の負担を押し付けておきながら、税金や社会保険料を決める國會議員は税金を貪り食うシロアリのように優遇、厚遇を受け続けるという信じ難い状況であります。

また、自民党では、國會議員年金の復活を検討するとの報道がありました。またさらに、國會議員の優遇、厚遇を、手厚くするなど言語道断であります。

日本維新の会は、文書通信交通滞在費の公開を含めて、身を切る改革法案を三度提出させていた

きましたが、全てつるされたまま審議もされず、廃案にされてきました。もはや議院運営委員会は國會議員の既得権を拡大し、守り続けること

が役割になつてしまつています。これでは改革は

全て七十五歳以上の後期高齢者となり、医療や介護の社会保障費は当然更に急増していきます。

今の自民党・公明党政権は二〇一九年十月に消費税を八%から一〇%に引き上げようとしております。それに加えて、医療保険、介護保険、年金などの社会保険料も年々増加をしております。税金の負担率と社会保障負担率を合計したいわゆる国民負担率というものがあります。安倍政権が誕生したときは三九・七%でしたが、二〇一七年度では四二・五%。僅か五年しか経過していないにもかかわらず、国民負担率が二・八%増えています。これでは賃金が増えたとしても税金や社会保険料で消えてしまいます。また、東京一極集中も何ら是正されておらず、人口減少には歯止めが掛かります。

安倍総理は、日本の少子高齢化、人口減少の現状を国難だと言つて、昨年十月、衆議院解散・総選挙を行いました。日本はまさしく国難という状況に直面しております。しかし、国難にもかかわらず、国民にその国難の負担を押し付けておきながら、税金や社会保険料を決める國會議員は税金を貪り食うシロアリのように優遇、厚遇を受け続けるという信じ難い状況であります。

また、自民党では、國會議員年金の復活を検討するとの報道がありました。またさらに、國會議員の優遇、厚遇を、手厚くするなど言語道断であります。

日本維新の会は、文書通信交通滞在費の公開を含めて、身を切る改革法案を三度提出させていた

きましたが、全てつるされたまま審議もされ

ず、廃案にされてきました。もはや議院運営委員会は國會議員の既得権を拡大し、守り続けること

が役割になつてしまつています。これでは改革は

何もできず、國民ばかり負担が重くのしかかつていくばかりであります。

以上、反対理由を述べました点につきましては早急に改善すべきことを申し上げ、意見表

○委員長(山本順三君) 他に御発言ございませんか。——他に御発言がなければ、これより採決を行います。

○委員長(山本順三君) 多数と認めます。よつて、これを了承することに決定いたしました。

次に、国立国会図書館の平成三十年度予定経費要求並びに参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成二十九年度予定経費補正要求(第1号)につき、事務総長説明のとおり、これを了承することに御異議ございませんか。

○委員長(山本順三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

次に、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成三十年度予定経費要求につき、事務総長説明のとおり、これを了承することに賛成の諸君の

举手を願います。

〔賛成者举手〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本順三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

次に、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成三十年度予定経費要求につき、事務総長説明のとおり、これを了承することに賛成の諸君の

举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(山本順三君) 多数と認めます。よつて、これを了承することに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

ここまで申し上げましたことは、余り國民には知られていません。ただ、政府は二〇二〇年度の基礎的財政収支を黒字化する財政健全化目標を達成いたしました。また、國の借金は一千兆円を超えております。二〇二五年には固塊の世代が

[細部]

平成30年度参議院予定経費要求書(案)

組織	項目	事項	平成30年度 要求額(千円)	前年度 予算額(千円)	比較増△減額 (千円)	説明
参議院	011 参議院	95 国会の機能行使に必要な経費	22,953,371	22,987,804 △	34,433	「日本国憲法」、「国会法等に基づく国会の機能行使」
	95 参議院の運営に必要な経費		16,047,832	15,459,270	588,562	「国会法」等に基づく参議院法務司及び参議院法制局所掌の事務処理
012 参議院施設費	95 参議院施設整備に必要な経費		2,608,336	1,489,770	1,118,566	参議院本館等の施設整備
	95 民間資金等を活用した参議院施設整備に必要な経費		4,268,437	4,268,437	0	民間資金等を活用した議員会館等の施設整備
019 参議院予備経費	95 国会予備金に必要な経費		5,000	5,000	0	「国会法」第32条の規定による予備金
	参議院計		45,882,976	44,210,281	1,672,695	

[科目別内訳]

項目	平成30年度 要求額 (千円)	前年度予算額 (千円)	比較増△減額 (千円)
011 参議院議員歳費	39,001,203	38,447,074	554,129
95012-2111-01 職員基本手当	5,275,762	5,252,974	22,788
95012-2111-02 職員諸手当	6,526,059	6,556,254	△ 30,195
95012-2111-03 職員手当	3,360,019	3,283,979	76,040
95012-2111-04 超過勤務手当	1,115,335	1,119,950	△ 4,615
95012-2111-05 議員秘書手当	6,393,497	6,304,587	88,910
95012-2111-05 非常勤職員手当	154,364	146,259	8,105
95012-2111-05 休職者給与	32,783	32,323	460
95012-2111-05 短時間勤務職員給与	82,772	82,170	602
95012-2151-05 公務災害補償	2,848	2,848	0
95012-2111-05 退職手当	1,507,471	1,007,727	499,744
95012-2111-05 議員秘書退職手当	41,408	41,408	△ 49,460
95089-2111-05 児童手当	48,480	0	980

+

謝金

5,512

0

161,965

0

旅費

2,904,000

0

29,700

0

会費

87,445

0

2,674

0

費

10,584

0

617,899

△

費

1,025,093

△

31,609

費

2,566,963

0

2,554,247

△

費

446,243

0

2,655

283

費

21,576

△

29,509

0

費

50,870

0

61,645

0

費

222,983

40

223,023

△

費

1,222,593

0

1,316,303

△

費

1,007

797

210

0

費

1,887,600

0

1,771,717

△

費

1,796,196

0

24,479

△

費

397,274

4,961

4,961

費

835

△

563

費

14,135

0

307,846

△

費

321,981

0

321,981

△

費

30,453

0

2,360

0

費

6,876,773

0

5,758,207

△

費

875

0

1,118,566

△

費

875

0

95,102

△

費

44,650

0

50,452

△

費

2,562,811

0

1,393,793

△

費

4,268,437

0

4,268,437

0

費

5,000

0

5,000

0

費

45,882,976

0

44,210,281

△

費

1,672,695

0

1,672,695

△

平成30年度国立国会図書館予定経費要求書(案)

組織	項	事 項	平成30年度前 年 度 要求額(千円)	予算額(千円)	比較増△減 (千円)	説 明
会 国 稲	021 国立国会図書館	95 国立国会図書館の運営に必要な経費	9,724,500	9,557,006	167,494	[国会法及び「国立国会図書館法」に基づく国立国会図書館所掌の事務処理]
	95 国立国会図書館業務に必要な経費	7,365,780	7,433,052 △	67,272	[「国立国会図書館法」に基づく資料整備、立法調査、図書館奉仕の提供等]	
	13 科学技術関係資料の収集整備に必要な経費	1,098,455	1,093,437	5,018	科学技術の振興を図るために科学技術関係資料の収集整備	
022 国立国会図書館施設費	95 國立国会図書館施設整備に必要な経費	4,887,396	4,129,704	757,692	等の施設整備	
	國立国会図書館計	23,076,131	22,213,199	862,932		

[科目別内訳]

項 目	平成30年度 要求額 (千円)	前年度予算額 (千円)	比較増△減額 (千円)
021 国 立 国 会 図 書 館 基 本 給 当 当	18,188,735	18,083,495	105,240
95012-2111-02 職 員 基 本 給 当 当	4,597,606	4,571,080	26,526
95012-2111-03 職 員 諸 手 手 当 当	2,444,665	2,386,261	58,404
95012-2111-04 超 過 勤 務 手 手 当 当	466,409	461,518	4,891
95012-2111-05 非 常 勤 勤 員 手 手 当 当	195,686	193,179	2,507
95012-2111-05 休 憩 者 給 与 手 手 当 当	33,079	36,600 △	3,521
95012-2111-05 短 時 間 勤 務 職 員 給 与 手 手 当 当	57,563	56,032	1,531
95012-2151-05 公 務 災 告 补 債 債 手 手 当 当	2,340	2,094	246
95012-2111-05 退 児 豊 手 手 当 当	468,875	436,733	32,142
95089-2111-05 謝 旅 旅 手 手 当 当	26,215	27,760 △	1,545
95012-2129-06 諸 職 旅 旅 手 手 当 当	23,733	0	0
95012-2122-08 職 旅 旅 手 手 当 当	57,916	58,017 △	101
95012-2122-08 計 旅 旅 手 手 当 当	10,015	0	0
95012-2122-08 委 旅 旅 手 手 当 当	3,424	3,405	19
95012-2123-09 庁 旅 旅 手 手 当 当	5,238	5,257 △	19
	55,608	55,608	0

平成30年度裁判官弾劾裁判所予定経費要求書(案)

組織	項	事 項	平成30年度前 年 度 要求額(千円)	予算額(千円)	比較増△減 (千円)	説 明
裁判官 弹劾裁判所	041 裁判官弾劾裁判所	95 裁判官弾劾裁判所の運営に必要な経費	113,191	111,962	1,229	[「日本国憲法」、「国彈劾裁判官の審理又は裁判官弾劾裁判所の事務処理」]
	95 裁判官弾劾裁判所	95 裁判官弾劾裁判所に直接必要な旅費及び宿費	435	435	0	[「裁判官弾劾法」に基づく裁判官の弾劾裁判所に直接必要な旅費及び宿費]
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所計	113,626	112,397	1,229	

[科目別内訳]

項 目	平成30年度 要求額 (千円)	前年度予算額 (千円)	比較増△減額 (千円)
041 裁判官彈劾裁判所 95012-2111-02 職員基本給	113,626	112,397	1,229
95012-2111-03 職員諸手当	65,875	66,355	△ 480
95012-2111-04 超過勤務手当	37,071	35,898	1,173
95039-2111-05 児童手当	2,981	2,975	6
95012-2129-06 諸謝	720	480	240
95012-2122-08 職務旅費	159	159	0
95012-2122-08 職員旅費	900	900	0
95012-2122-08 職員等旅費	399	399	0
95012-2122-08 証人等旅費	276	276	0
95012-2123-09 庁舎賃料	43	43	0
95199-2133-09 自動車重量税	5,167	4,912	255
	35	0	35

平成30年度裁判官訴追委員会予定経費要求書(案)

組織 組織	項 項	事 項	平成30年度 要求額(千円)	前 年度 予 算 額 (千円)	比 較 増 △ 減 (千円)	説 明
裁判官訴追委員会 031 裁判官訴追委員会 95 経費	裁判官訴追委員会に必要な経費	131,783	129,769	2,014	△ 1,024	[日本国憲法及び「裁判官彈劾法」に基づく裁判官罷免の訴追裁判官訴追委員会事務局所掌の事務処理]

[科目別内訳]

項 目	平成30年度 要求額 (千円)	前年度予算額 (千円)	比較増△減額 (千円)
031 裁判官訴追委員会	131,783	129,769	2,014
95012-2111-02 職員基本給	72,486	72,361	125
95012-2111-03 職員諸手当	36,687	35,663	1,024
95012-2111-04 超過勤務手当	4,516	4,463	53
95012-2111-05 非常勤職員手当	8,823	8,271	552
95089-2111-05 児童手当	1,400	1,140	260

組織・項・事項	平成29年度 成立予算額 (千円)	追加額 (千円)	修正減少額 (千円)	差引額 (千円)	改平成29年 度予算額 (千円)	説明
参議院	44,210,281	0	△ 408,728	△ 408,728	43,801,553	
011 参議院	38,447,074	0	△ 408,728	△ 408,728	38,038,346	
95 国会の機能行使に必要な経費	22,987,804	0	△ 227,606	△ 227,606	22,760,198	国会の機能行使に必要な予算用額の正減

平成30年度参議院予定経費補正要求書(第1号)(案)

組織・項・事項	平成29年度 成立予算額 (千円)	追加額 (千円)	修正減少額 (千円)	差引額 (千円)	改平成29年 度予算額 (千円)	説明
参議院	15,459,270	0	△ 181,122	△ 181,122	15,278,148	
011 参議院	181,122	0	△ 181,122	△ 181,122	15,278,148	参議院運営に必要な予算用額の正減
95 参議院施設費	5,753,207	0	0	0	5,758,207	参議院運営に必要な予算用額の正減

[科別内訳]

[科別内訳]

項 目	平成29年度 成立予算額 (千円)	追加額 (千円)	修正減少額 (千円)	差引額 (千円)	改平成29年 度予算額 (千円)
011 参議院	38,447,074	0	△ 408,728	△ 408,728	38,038,346
95012-2111-02 職員基本給	6,556,254	0	△ 94,651	△ 94,651	6,461,603
95012-2111-05 参議員秘書手当	6,304,587	0	△ 176,312	△ 176,312	6,128,275

95012-2111-05	短時間勤務 職員給与	82,170	0 △ 31,222 △ 31,222	50,948
95012-2111-05	退職手当	1,007,727	0 △ 10,513 △ 10,513	997,214
95012-2111-05	議員秘書退職手当	189,472	0 △ 51,294 △ 51,294	138,178
95012-2115-16	国会公務員共済組合負担金 諸謝金外31日	1,771,717	0 △ 44,736 △ 44,736	1,726,981
95012-2119-06		22,535,147	0	22,535,147
012 参議院施設費		5,758,207	0	5,758,207
019 参議院予算額 計	44,210,281	5,000	0 △ 408,728 △ 408,728	43,801,553
平成29年度国立国会図書館予定経費補正要求書(第1号)(案)				
科 目 別 内 訳				
組織・項・事項	平成29年度 成立予算額 (千円)	補 正 要 求 額 (千円)	追 加 額 (千円)	平成29年度 度予算額 (千円)
021 国立国会図書館	22,213,199	0 △ 151,386	△ 151,386	22,061,813
021 国立国会図書館の運営に必要な経費	18,083,495	0 △ 139,858	△ 139,858	17,943,637
95 国立国会図書館の運営に必要な経費	9,557,006	0 △ 79,672	△ 79,672	9,477,334
95 国立国会図書館の運営に必要な経費				国 立 国 会 図 書 館 の 運 営 に な る 予 定 の 領 地 の 減 少
95 国立国会図書館の業務に必要な経費				國 立 国 会 図 書 館 の 業 務 に な る 予 定 の 領 地 の 減 少
95 国立国会図書館の業務に必要な経費				國 立 国 会 図 書 館 の 業 務 に な る 予 定 の 領 地 の 減 少
022 国立国会図書館施設費				國 立 国 会 図 書 館 の 業 務 に な る 予 定 の 領 地 の 減 少
95012-1203-09 施設施工費				國 立 国 会 図 書 館 の 業 務 に な る 予 定 の 領 地 の 減 少
95012-1202-08 施設施工旅費外1日				國 立 国 会 図 書 館 の 業 務 に な る 予 定 の 領 地 の 減 少
95 国立国会図書館業務に必要な経費	7,433,052	0 △ 60,186	△ 60,186	7,372,866
13 科学技術関係資料の収集整備に必要な経費	1,093,437	0	0	1,093,437
平成29年度裁判官弾劾裁判所予定経費補正要求書(第1号)(案)				
組織・項・事項	平成29年度 成立予算額 (千円)	補 正 要 求 額 (千円)	追 加 額 (千円)	平成29年度 度予算額 (千円)
裁判官弾劾裁判所	112,397	0 △ 5,154	△ 5,154	107,243

041 裁判官彈劾裁判所	112,397	0 △ 5,154 △ 5,154	107,243
95 裁判官彈劾裁判所の運営に必要な経費	111,962	0 △ 5,154 △ 5,154	106,808
			裁判官彈劾裁判所の運営に必要な予定用修正少
95 裁判に必要な経費	435	0 0 0	435

科目別内訳

項 目	平成29年度 成立予算額 (千円)	補 正 要 求 額	改平成29年 度予算額 (千円)
	平成29年度 成立予算額 (千円)	追 加 額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)
041 裁判官弾劾裁判所	112,397	0 △ 5,154 △ 5,154	107,243
95012-2111-02 職員基本給	66,355	0 △ 3,094 △ 3,094	63,261
95012-2111-03 職員諸手当	35,898	0 △ 1,640 △ 1,640	34,258
95089-2111-05 児童手当	480	0 △ 420 △ 420	60
95012-2129-06 諸謝金外目	9,664	0 0	9,664

平成29年度裁判官訴追委員会予定経費補正要求書(第1号)(表)

組織・項目	平成29年度 成立予算額 (千円)	補 正 要 求 額	改平成29年 度予算額 (千円)	説 明
	追 加 額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)	差 引 額 (千円)	
裁判官訴追委員会	129,769	0 △ 4,849 △ 4,849	124,920	裁判官訴追委員会に必要な予定用修正少
95 裁判官訴追委員会に必要な経費	129,769	0 △ 4,849 △ 4,849	124,920	裁判官訴追委員会に必要な予定用修正少

項 目	平成29年度 成立予算額 (千円)	補 正 額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)	差 引 額 (千円)	求 領 額	改平成29年 度予算額 (千円)
	平成29年度 成立予算額 (千円)	追 加 額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)	差 引 額 (千円)	求 領 額	改平成29年 度予算額 (千円)
031 裁判官訴追委員会	129,769	0 △ 4,849 △ 4,849	124,920	124,920	124,920	124,920
95012-2111-02 職員基本給	72,361	0 △ 2,747 △ 2,747	69,614	69,614	69,614	69,614
95012-2111-03 職員諸手当	35,663	0 △ 1,732 △ 1,732	33,931	33,931	33,931	33,931
95012-2111-05 非常勤職員手当	8,271	0 △ 110 △ 110	8,161	8,161	8,161	8,161
95089-2111-05 児童手当	1,140	0 △ 260 △ 260	880	880	880	880
95012-2129-06 諸謝金外目	12,334	0 0	12,334	12,334	12,334	12,334

平成三十年一月二十五日印刷

平成三十年一月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A